

事 務 連 絡
平成 23 年 12 月 7 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課障害計画係

第 3 期障害福祉計画の作成に係る Q&A について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、第 3 期障害福祉計画の作成に関して、別添のとおり Q&A として整理いたしましたのでお送りいたします。

管内市町村に対しても、併せて情報提供いただきますよう、よろしく願いいたします。

(問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課 障害計画係

TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)

FAX 03-3502-0892

E-mail : shougaikeikaku@mhlw.go.jp

第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A

	質問内容	回答
1	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量は実利用者数で見込むのか。それとも延べ利用者数で見込めばよいか。	実利用者数で見込んでいただきたい。
2	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量については月間の実利用者数を見込むこととされているが、月間の実利用者数とは、特定の月(例えば3月)の利用者数を見込むのか、それとも各月の利用者数の平均を見込むのか。	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれも各月の利用者数の平均を見込む。 具体的には、各月ごとにサービス見込量を算出・集計して、年間の総利用者数を算出し、その算出した年間の総利用者数を「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数とする。 なお、実績値の集計についても、各月ごとの利用者数(実績)を集計し、年間の総利用者数(実績)を算出後に「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数(実績)とする。
3	計画相談支援については、以下の例のようにサービス利用支援や継続サービス利用支援を実施しない月は利用者数にカウントしないということによろしいか。 (例)6ヶ月ごとに継続サービス利用支援を利用する者 5月 → 11月 → 5月 →利用した5月、11月、5月に1名としてそれぞれ計上。それ以外の月は計上しない。	お見込みのとおり。
4	入院中の精神障害者の地域移行支援に係る計画相談支援についても、計画相談支援のサービス見込量に含めるか。	お見込みのとおり。 なお、地域移行支援は6ヶ月に1回を標準として継続サービス利用支援を行う旨、別途お示ししていることに留意いただきたい。
5	障害児入所施設に入所する18歳以上の者についても、計画相談支援や地域移行支援のサービス見込量に含めて見込むのか。	お見込みのとおり。
6	同一月に計画相談支援と地域相談支援のサービスを利用する者がいる場合、各々、サービス見込量を見込むのか。	お見込みのとおり。